

質疑応答書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	契約書(案)第11条	<p>弊社は1施設に対して1枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。またお支払いに関しましても以下の例1のようなご要望の場合は、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくこととなりますが、ご了承いただけますか。</p> <p>(例1) 庁舎 ○, ○○○円 自販機 ○, ○○○円に分けて別々で入金します。</p>	<p>分割請求は必要ありません。また、分割して支払うことはありません。</p>
2	仕様書その他	<p>地域の一般電気事業者が値上げをした場合、弊社も値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくこととなりますが、その際契約単価見直しをご対応いただけますか。</p>	<p>契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。